

# 留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

本実施要領は、「留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務」を委託する事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続を定めることを目的とする。

## 2. 業務概要

(1) 業務名 留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合がある。

(3) 委託期間

令和4年5月下旬から令和5年2月中旬まで（予定）

(4) 提案金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(5) その他

本業務は、受託候補者を選定するために行うものである。

提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、村がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ、協議の上、決定するものである。

本業務については「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）」を活用しての業務とし、業務実施については上記補助金採択が条件となるため、受託候補者として指名された場合においても、契約に至らない可能性がある。

## 3. 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書の提出日において次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。ただし、参加資格の確認後から受託候補者の決定日までの間に参加者の資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

資格要件は、次の①から⑨の要件を全て満たす事業者であること。

- ① 企業、NPO法人及びその他の法人であって、仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる法人であること。
- ② 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎及び管理能力を有すること。
- ③ 過去5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）において、本案件と同種又は類似業務と認められる地方自治体発注の再生可能エネルギーに係る調査、検討及び導入業務の履行実績があること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続をしていないこと。
- ⑥ 留寿都村暴力団排除条例（平成24年留寿都村条例第13号）に定める暴力団員等、暴力団関係事業者又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑦ 国又は地方公共団体との契約に関し、履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑧ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度参加者の資格要件を有することとなった者を除く。

#### 4. スケジュール

本プロポーザルの契約締結までスケジュールは次とおり。

	内 容	日 程
1	参加表明書（様式1-1） 会社概要書（様式1-2） 誓約書（様式1-3）の受付期間	令和4年5月9日（月）から 令和4年5月18日（水）まで
2	質問書（様式2）の受付期間	令和4年5月9日（月）から 令和4年5月18日（水）まで
3	企画提案書の提出文（様式3） 企画提案書（任意様式） 見積書（任意様式） 履歴事項全部証明書 納税証明書の提出期限	令和4年5月23日（月）まで
4	プレゼンテーション実施日 ※オンラインにより実施する。	令和4年5月下旬 ※別途通知する。
5	審査結果の通知日	令和4年5月下旬（予定）
6	受託候補者と業務内容の協議開始日	令和4年5月下旬（予定）

7	<b>契約締結</b> ※ 令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）交付決定後に契約締結する。	令和4年5月下旬（予定）
---	--	--------------

## 5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる各項目に従い、参加の意思を表示すること。

また、参加表明後、参加を辞退することとなった場合は、辞退届（様式4）を下記（3）の要領により提出すること。

### （1）提出書類

- ・ 留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務に係る公募型プロポーザル参加表明書（様式1-1）
- ・ 会社概要書（様式1-2）
- ・ 誓約書（様式1-3）

### （2）提出期間

令和4年5月9日（月）から令和4年5月18日（水）まで

### （3）提出方法

電子メールにより提出

- ・ 宛先 留寿都村役場住民福祉課
- ・ 電子メールアドレス s-juumin@vill.rusutsu.lg.jp
- ・ 電子メール件名 「留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務に係る公募型プロポーザル参加表明書」
- ・ 令和4年5月18日（水）午後5時30分までに受信したものを受付する。

## 6. 本プロポーザルに関する質問及びの回答方法

### （1）質問書の提出

本プロポーザルに関する事項で質問がある場合は、様式2（質問書）に必要事項を記入の上、電子メールにより次のアドレスまで送信すること。なお、質問の内容は、参加表明書、会社概要書、仕様書及び提案書等に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けないものとする。

#### ① 提出先

留寿都村役場住民福祉課

電子メールアドレス s-juumin@vill.rusutsu.lg.jp

電子メール件名 「留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務質問書」

#### ② 受付期間

令和4年5月9日（月）から令和4年5月18日（水）まで

## (2) 質問書の回答

参加資格を有する全ての者に回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接に係わるものであると本村において判断した場合は、質問者に対してのみ回答する場合がある。

なお、質問書に対して回答した内容は、本プロポーザルにおける実施要領等の追加又は修正があったものとみなす。

### ① 回答方法

電子メールにより様式1-1に記載された送付希望先に送付する。

### ② 回答日

質問書の提出があり次第、随時、回答する。

## 7. 企画提案書等の提出

参加表明書、会社概要書及び誓約書を提出し、要件を満たす者として本プロポーザルへの参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書の提出文（様式3） 1部

② 企画提案書（任意様式。用紙規格及び枚数の制限なし。） 8部

③ 見積書（任意様式） 8部（原本1部、コピー7部）

④ 履歴事項全部証明書（原本） 1部

⑤ 納税証明書

### (2) 提出期限

令和4年5月23日（月）まで

### (3) 提出方法

○持参による場合

土曜、日曜及び祝祭日を除く、午前8時45分から午後5時30分までとする。

○郵送による場合

配達確認ができるもので、令和4年5月23日（月）午後5時30分必着送付先

〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地

留寿都村役場住民福祉課（担当：森）

電話 0136-46-3131 F A X 0136-46-3545

### (4) その他

① 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

② 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。

③ 企画提案者は、本村が本業務の選定を行うため、必要な範囲において企画提案書等の複写を行うことを承諾するものとする。

- ④ 企画提案者に対して本村から追加資料等の提出等を求めることがある。
- ⑤ 提出する企画提案書等は、各参加者1提案とする。
- ⑥ 企画提案書等の提出を郵送にした場合は、不達及び遅配等の原因により、企画提案者に不利益が生じても、本村はその責めを負わない。
- ⑦ 企画提案書等の提出後において、提案者の選定までの間は、提案書等に記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ⑧ 理由を問わず、参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ⑨ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ⑩ 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分があると考えられることから、原則公開しないこととする。ただし、提出された企画提案書等は、留寿都村情報公開条例（平成16年留寿都村条例第16号）に該当する行政情報となるため、情報公開請求の内容により、公開される可能性があることから、企業秘密等公開されることにより貴社が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするかマル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

## 8. 審査、評価及び選定

### (1) 選定委員会の設置

企画提案書等の審査、評価及び最も優れている企画提案者の選定は、留寿都村再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

### (2) オンラインプレゼンテーションの実施

オンラインにてプレゼンテーションを実施することとする。実施日時等については、別途通知する。

なお、原則、オンラインプレゼンテーションの実施とするが、PC環境による理由等、オンラインプレゼンテーションの実施が難しい場合は、参加表明書提出時にその旨を申し出ること。この場合において、特別な理由があると認めた場合のみ庁舎内でのプレゼンテーションを認めるものとする。

参加事業者は次の事項を遵守すること。

- ① 参加事業者は、プレゼンテーション実施日の前日までに、オンラインミーティングのURL、ミーティング番号、ミーティングパスワード等を村にメールで通知するものとする。

通知先メールアドレス s-juumin@vill.rusutsu.lg.jp

- ② プレゼンテーションを行う所要時間は、1事業者30分以内とし、プレゼンテーション終了後、質疑応答時間を設けることとする。

③ 選定委員には、事前に企画提案書を配付済みであるが、適宜、画面の共有をするなどして、わかりやすい説明を心掛けること。

④ プレゼンテーションを行う人数の制限はない。

### (3) 審査の方法

参加事業者から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会が別紙に掲げる評価項目毎に評価点数を付け、評価点数の合計値が最高点である企画提案者を受託候補者とする。

なお、受託候補者以外の企画提案者についても、評価点数が高い者から順位を付ける。

### (4) 審査結果の通知

全ての企画提案者に対して審査結果を通知する。

なお、審査の経緯及びその内容に関しての問合せには応じないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けないものとする。

#### ① 通知方法

郵送及び電子メールにより、様式1-1に記載された送付希望先に送付する。

#### ② 通知（発送）予定日

令和4年5下旬

## 9. 契約の締結

受託候補者として選定された者は、4に示すスケジュールを勘案の上、速やかに本村と協議を行うこととする。なお、協議に当たっては、受託候補者が提案した業務内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項は改めて協議の上で決定するものであること。

また、契約期間は、契約締結日から令和5年2月中旬頃までとする。

## 10. 提案の無効

本プロポーザルの参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、選定委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

(1) この要領に示した提出方法及び提出期限等を守らなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

(3) 3に掲げる参加者の資格要件を満たさなくなったとき。

(4) 定められた以外の方法により、選定委員会の委員、その他本村の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めたとき。

## 11. 受託候補者の繰上げ

9に定める協議が不調となり、契約の締結に至らなかったときは、8(3)により定めた順位が高いものから順に契約締結の交渉を行う。

12. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、全て各事業者の負担とする。
- (2) 本村が配付する資料等は、本村の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (3) 参加表明書の提出をもって、本プロポーザルにおける実施要領等の記載内容に承諾したものとみなす。

13. 問合せ先

留寿都村役場住民福祉課環境生活係

〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地

電話：0136-46-3131 FAX：0136-46-3545

電子メールアドレス s-juumin@vill.rusutsu.lg.jp

【評価項目】

評価項目	評価の視点
事業者の概要	事業者の姿勢
	事業を円滑に遂行できる体制・経営基盤
業務実績	過去に行った業務実績
業務内容	業務工程（スケジュール）
	業務内容の独自性・優位性
	策定過程における村民意向の把握方法
	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定を意識した方法・調査の採用
	自然環境保全の視点
	近隣自治体との広域連携の視点
成果物	納入予定成果物の内容
プレゼン・ヒアリング	説明、質問に対する受け答えの的確性、説得力
提案金額	提案内容に対して提案金額の適正度合